

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

(1) 件名： 国有財産の使用許可を受けて飲料水等自動販売機の設置を希望する者

(2) 区分ごとの寮名、使用許可対象施設、各台数及び募集者数

| 寮名 | 使用許可対象施設 | 台数 | 募集者数 |
|---------|----------|-----|------|
| 東京税関成田寮 | 飲料水自動販売機 | 1 台 | 1 業者 |
| | 食品自動販売機 | 1 台 | |
| 東京税関船橋寮 | 飲料水自動販売機 | 1 台 | |
| | 食品自動販売機 | 1 台 | |

(3) 所在地：

東京税関成田寮：千葉県成田市中台 3 丁目 3

東京税関船橋寮：千葉県船橋市古作 1 丁目 7 番地 3

(4) 使用許可期間： 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 選定方法： 応募者により提案された使用料の額により競争を行う方法による選定

(6) 証明書等の受領期限： 令和 2 年 12 月 22 日（火）17 時 00 分

(7) 価格提案書の受領期限： 令和 2 年 12 月 23 日（水）17 時 00 分

(8) 価格提案審査の日時及び場所： 令和 2 年 12 月 24 日（木）14 時 00 分

東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 7 階入札室

2. 国有財産の使用許可

飲料水等自動販売機の設置事業者は、国有財産の使用許可を取得のうえ、使用する建物の使用面積に対して国有財産使用料を納付することとなるので注意すること。

3. 応募者に必要な資格等に関する事項

(1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

(4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(5) 別紙記載の要件を満たすこと。

(6) 下記 4 の説明を受けた者であること。

(7) その他の条件については、下記 4 において説明する。

4. 公募事項等説明の日時及び場所（募集要項等の交付）

(1) 日 時： 令和 2 年 12 月 4 日（金）から令和 2 年 12 月 21 日（月）まで
平日 9：30～12：00、13：30～17：00

(2) 場 所： 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎
東京税関総務部会計課国有財産係（7 階）
電話 03-3599-6239 担当者 内野、鈴（交付及び説明）

5. 価格提案書の無効

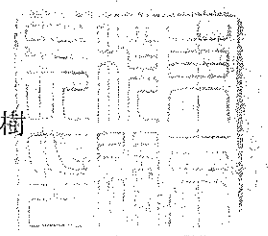
本公告に示した応募者に必要な資格のない者の提出した価格提案書、応募に関する条件に違反した者の提出した価格提案書及び内容に不備がある価格提案書は無効とする。

以上、公告する。

令和 2 年 12 月 4 日

財務省所管国有財産部局長

東京税関長 榎本 直樹



(別紙)

3- (6) 関係

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。